

開 会 午後0時59分

●うるしはら直子委員長 ただいまから、財政市民委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、陳情第21号「虹と雪のパラード」を当市「無形文化財」（音楽）に指定することを求める陳情を議題といたします。

陳情第21号は、本日が初審査ですので、提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時

再 開 午後1時9分

●うるしはら直子委員長 委員会を再開いたします。

それでは、質疑を行います。

●松原淳二委員 私から、幾つか確認をさせていただきたいと思ひます。

初めに、無形文化財とはどういったものなのか、まずはお伺ひいたします。

●米森文化部長 無形文化財とはどのようなものかというご質問にお答えいたします。

文化財保護法第2条第1項第2号において、無形文化財は、演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものと定義されております。

また、同法第71条第2項において、無形文化財を指定するに当たっては、当該無形文化財の保持者または保持団体を認定しなければならないとされております。

具体的には、無形文化財は人間の技そのものでございまして、その技を高度に体現、体得している個人または個人の集団によって表現されるものでございませぬ。

札幌市におきましては、札幌市文化財保護条例

第2条におきまして、文化財とは文化財保護法に規定する文化財を指すというふうになっております。

また、無形文化財の指定における保持者等の認定についても、国と同様の取扱いをしているところでございませぬ。

●松原淳二委員 文化財保護法で保持者または保持団体を認定するものと定義されているということ、また、本市も同様の取扱いを行っていることを確認させていただきました。

先ほど、陳情者からお話があったように、北海道では幾つかの民謡が道の民俗無形文化財に指定されているとのことでございませぬが、その民俗文化財とはどういったものなのか、お伺ひいたします。

●米森文化部長 民俗文化財とはどのようなものかについてお答えいたします。

文化財保護法第2条第1項第3号において、民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことができないものと定義されております。

具体的には、無形の民俗文化財は、四季折々のお祭りや年中行事、人の一生の節目に営まれる人生儀礼等の風俗慣習や神楽、弦楽、風流等の民俗芸能、そして、生活や生業に関わる制作技術等の民俗技術とされております。

●松原淳二委員 道の民俗無形文化財は、風俗、民俗芸能等ということでございませぬ。

札幌市が指定する無形文化財は、先ほど陳情者からもございませぬけれども、どういったものがあるのか、また、どのようなものが指定されているのか、お伺ひいたします。

●米森文化部長 札幌市が指定いたします無形文化財についてお答えいたします。

昭和49年10月25日に指定した丘珠獅子舞が1件ございませぬ。

明治25年に富山県からの移住者によって伝えられたもので、祖父、父から直伝の舞曲を受け継いだ人々が中心となっております丘珠獅子舞保存会が保持団体として認定されております。

●松原淳二委員 本市では、先ほど陳情者からもあったように、丘珠獅子舞が保持団体として指定されているということでございます。

今回の陳情の趣旨でございます「虹と雪のバラード」について、本市の指定文化財になる可能性はあるのか、この点についてお伺いいたします。

●米森文化部長 「虹と雪のバラード」の市指定無形文化財になる可能性についてお答えいたします。

無形文化財の指定の対象につきましては、将来にわたって保存すべき歴史上または芸術上価値を有する人間の技でございまして、指定と同時にその技を高度に体现、体得している保持者または保持団体を認定しなければならないとされております。

「虹と雪のバラード」は、多くの方に親しまれ、広く歌われている楽曲であると認識しておりますが、特別な技かどうかといった観点からは、無形文化財の指定の対象としては考えにくいところでございます。

●うるしはら直子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、陳情第21号の取扱いについてお諮りいたします。

取扱いは、いかがいたしますか。

(「採決」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 それでは、陳情第21号は、本日結論を出すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、陳情第21号は、本日結論を出すことといたします。

それでは、討論を行います。

●松原淳二委員 私から、先ほどの質疑を踏まえて討論をさせていただきます。

今回の陳情の趣旨でございます無形文化財への指定については不採択とすべきという立場で、討論をさせていただきます。

文化財保護法及び札幌市文化財保護条例での定義などを踏まえ、本陳情「虹と雪のバラード」を無形文化財に指定することは考えにくいということで、本陳情は不採択とせざるを得ないと考えます。

しかし、「虹と雪のバラード」は、その曲はもちろんのこと、背景も含めて、多くの市民に愛され、喜びと感動を与えるものと認識しております。また、先ほど陳情者からもお話がありましたけども、地下鉄駅ホームの接近放送メロディーに使われて、廃止になった際も、残念との声や継続を求める声も多く寄せられたと聞いており、それほど愛されている曲だと思っております。

陳情者の思いとしては、この作品を風化させることなく、次世代、次代へ継承するために様々な機会を活用してほしいという趣旨だと理解しております。

陳情自体は不採択すべきと主張しますが、引き続き利活用の方を検討して、次代につなぐ作品となるよう求めて、私からの討論とさせていただきます。

●うるしはら直子委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

陳情第21号を採択すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

●うるしはら直子委員長 賛成者はおりません。

よって、陳情第21号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時17分

再 開 午後1時18分

---

●うるしはら直子委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分及び議案第4号 令和6年度札幌市公債会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●生野財政部長 初めに、議案第1号 令和6年度札幌市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

この補正予算は、今年度実施されます定額減税をし切れない方への補足給付金に係る経費や、障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステムの改修に係る経費のほか、新MICE施設の整備に向けた概要の検討に係る経費や除排雪業務に係る労務単価の上昇に対応するための経費を追加しますとともに、市営住宅伏古団地の建て替え工事の工期延長に伴い、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

このうち、本委員会に付託されます財政局関係分といたしまして、これは歳入でございますが、補正予算に必要な財源につきまして、第23款 繰越金につきまして、3億700万円を追加するものでございます。

続きまして、議案第4号 令和6年度札幌市公債会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

公債会計の補正予算は、一般会計、中央卸売市

場事業会計、軌道整備事業会計、高速電車事業会計及び下水道事業会計におきます令和5年度からの予算の繰越しに伴う市債の整理を行うものでございます。

●うるしはら直子委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係分及び第4号の2件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、議案2件は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●田口地域振興部長 私から、議案第5号 札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。

この条例案は、中央区複合庁舎を令和7年2月25日に供用開始する予定であることに伴い、条例に定めている札幌市中央区役所、札幌市中央区民センター、福祉に関する事務所である札幌市中央区保健福祉部及び札幌市中央保健センターの位置を複合庁舎の所在地に変更するものでございます。

●うるしはら直子委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第5号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、議案第5号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 札幌市税条例等の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●柏原税政部長 私から、議案第7号 札幌市税条例等の一部を改正する条例案について、資料に沿って説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正等に伴うものでございます。

その主な内容でございますが、まず、法人市民税につきましては、中堅企業向けの賃上げ促進税制や中小企業向けの賃上げ促進税制における控除限度超過額の繰越制度が創設されたことに伴う所要の措置を講ずる改正を行います。

次に、個人市民税につきましては、子育て世帯等に対する住宅借入金等特別税額控除の拡充として、借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置の延長を行います。

最後に、固定資産税及び都市計画税につきましては、新築住宅などの減額措置の延長や、地域再生法に基づく本社機能の移転等に対する軽減措置の延長に伴う改正を行います。

●うるしはら直子委員長 それでは、質疑を行います。

●松原淳二委員 法人市民税関係で、賃上げ促進税制に係る改正について少しお聞きをさせていただきます。

道内の賃上げ状況については、経済団体や労働者団体の調査によると、3%から4%台で上昇しており、大企業の賃上げの流れが道内にも広がりつつあるものと認識します。一方で、札幌市が発行した統計さっぽろ令和6年4月号を見ると、令和6年3月の消費者物価指数は、5年前の平均と比べて8.5%増加しているという状況です。歴史的な物価高で、実質賃金の低下は23か月続いているとの報道も目にするところです。

やはり、賃上げの上昇が物価高に追いついていない状況であり、市民の暮らしを豊かにしていくためには、物価高を超える賃上げを実現させる好循環を生んでいかなければいけないと認識します。

そのため、商品やサービスの高付加価値化やデジタル化によるコスト削減などの生産性向上を後押しするほか、短期的にインセンティブを設けることで、好循環の足がかりを生み出すといったことも効果的だと考えます。

そこで、国税である法人税について、賃上げ額の一定割合を法人税額から控除することを認める、いわゆる賃上げ促進税制が改正されたものと理解をしています。また、それに伴う市税条例の改正であるというふうに理解しております。

そこで、質問ですが、令和6年度法人税、国税における賃上げ促進税制の主な見直し内容について伺います。

●柏原税政部長 令和6年度の法人税におきまず賃上げ促進税制の主な見直し内容につきましてお答えいたします。

賃上げ促進税制は、企業が前年度よりも給与等を増加させた場合に、その賃上げ率に応じて、法人税から一定額を控除できる税制上の優遇措置でございます。

主な見直しの内容でございますけれども、ま

ず、中小企業以外のいわゆる大企業につきましては、より高い賃上げへのインセンティブを強化するという観点から、現行3%、4%でありました賃上げ率の要件に加えまして、新たに5%、7%という段階が創設されたところでございます。

次に、大企業のうち、従業員数が2,000人以下の企業を新たに中堅企業と位置づけた上で、大企業よりも緩やかな賃上げ率の要件によりまして、より多くの税額控除を受けることが可能となります。

さらに、中小企業につきましては、賃上げ率の要件見直しは行われておりませんが、賃上げを実施した年度に控除し切れなかった税額について、税額を5年間繰越し可能とする繰越し控除制度が創設されたところでございます。

●松原淳二委員 このたびの改正で大企業と一くくりしていたものを、中堅企業という区分を設けるということであります。企業規模を配慮しながら、活用しやすい制度へということであると認識させていただきます。

また、中小企業の6割は赤字と言われております。法人税が発生せず、控除を受けることができなかったところについても、今回の改正で、5年間繰り越して控除を受けることができるということで、そういった仕組みが導入されて中小企業の賃上げのインセンティブがより強力に感じるものと思えます。

それでは次に、法人税の改正による法人市民税への影響について伺います。

法人市民税は、法人の所得の有無にかかわらず、資本金等の額に応じて課せられる均等割と所得に応じて課せられる法人税割で構成されております。

このうち、法人税割について、法人税額が課税標準となっていることから、このたびの法人税の改正が影響するものと想定しています。

そこで、質問ですが、法人税の改正により、具体的に法人市民税に対してどのような影響がある

のか、お伺いいたします。

●柏原税政部長 法人税の改正によります法人市民税への具体的な影響につきましてお答えいたします。

法人市民税の法人税割の課税標準となります法人税額につきましては、法人税の税額控除の適用を受ける前の金額とされておりまして、原則として、国税の減税措置の影響が地方税に及ばないような制度となっておりますが、このたびの賃上げ促進税制につきましては、中小企業に限り、税額控除後の法人税額を法人市民税の課税標準とすることとされておりまして、

したがいまして、賃上げ促進税制の拡充によりまして法人税の減税を受ける中小企業が増える場合には、それに伴いまして法人市民税も減収となることが見込まれるところでございます。

なお、適用件数や影響額につきましては、申告書などからも確認することができないところでございます。

●松原淳二委員 国税、法人税だけではなくて、法人市民税、市税のほうにも軽減措置が講じられるということでございます。

本市の企業の98.5%、約99%が資本金1億円未満の中小企業であり、本市における賃上げについては、中小企業の果たす役割は非常に大きいものと認識をしています。

新設された繰越し控除制度など、このたびの賃上げ促進税制の拡充が後押しとなって好循環を生み、市内企業のさらなる賃上げの実現が図られることを期待して、私からの質問とさせていただきます。

●うるしはら直子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第7号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、議案第7号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●神市民自治推進室長 私から、議案第8号についてご説明させていただきます。

議案第8号は、札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例案であります。

これは、寄附金が個人市民税の税額控除の対象となるNPO法人等を定める条例について、現在、条例で指定している全ての法人が条例で指定しなくとも当該税額控除の対象となる法人となったため、これを廃止するものでございます。

なお、今後新たにNPO法人から申請があり、対象法人として認められた場合には、改めて本条例を定めることとなります。

●うるしはら直子委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第8号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、議案第8号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者退席のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時33分

再 開 午後1時34分

---

●うるしはら直子委員長 委員会を再開いたします。

最後に、委員派遣について議題といたします。

各位に配付しております財政市民委員会行政視察実施案をご覧ください。

本委員会に関係する本市の諸課題や取組について、道外他都市の事例を調査し、今後の委員会活動の参考とするため、本案を作成させていただきました。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本案のとおり行政視察を実施することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●うるしはら直子委員長 異議なしと認め、行政視察を実施することといたします。

なお、行程等の詳細につきましては、正副委員長にご一任いただきまして、適時、委員の皆様にもお知らせいたしますので、どうぞよろしく願います。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉 会 午後1時35分